

紺綬褒章について

東京大学基金へのご支援に対する「紺綬褒章」に関して

東京大学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けています。東京大学基金にご寄附をいただき、「紺綬褒章」の推薦要件に合致している方（受章されるご意思をお持ちなど）について、本学から文部科学省（同省から内閣府へ）に推薦させていただいております。

紺綬褒章とは

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人であれば500万円以上、団体であれば1,000万円以上）を寄附した方に授与される褒章です。予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。（申請額により木杯等の物件も異なってくるので、完納時点で申請）

紺綬褒章に該当する条件

●個人で受章された方

個人で公益の為に500万円以上寄附した方には、①褒章（メダル）とともに②章記が授与されます。授与された本人に限り、終身これを佩用（公的な場で着用）することができますとされています。褒章を佩用するときは、「左肋ノ辺」（左胸のあたり）に着けると決められています。褒章を佩用しない場合は、同時にいただける略綬と言われる記章（ピンバッチのようなもの）をその代わりに着用することが可能です。ご寄附の金額によっては、③木杯も授与されます。

ご寄附金額により授与されるもの

| | | |
|--------------------|-------|------------------|
| 500万円以上 | ----- | 章記、紺綬褒章 |
| 1,500万円以上2,500万円未満 | ----- | 章記、紺綬褒章と併せて木杯第五号 |
| 2,500万円以上5,000万円未満 | ----- | 章記、紺綬褒章と併せて木杯第六号 |
| 5,000万円以上 | ----- | 章記、紺綬褒章と併せて木杯第七号 |

※個人で2回以上受章された方

2回目以降は銀製で表面に授与年月日を記す④飾版（銀）のみが授与され、それを綬に附加します。つまり、2回受章した方は2個の飾版を付けることとなります。5個の飾版（銀）と引き替えられる。⑤飾版（金）は、表面は桜模様で飾られています。



①



②



③



④



⑤

●法人・団体で受章された方

法人・団体で1,000万円以上寄附した場合には、自然人ではない団体がメダルを着けることは出来ないので、受章者名を法人・団体とした⑥褒状が授与されます。褒状、章記ともに、受章者・表彰者の氏名または名称、受章・表彰理由、授与・表彰の年月日と記号番号、天皇の名で授与・表彰する旨が記されて国璽がおされ、内閣総理大臣と内閣府賞勲局長が署名・押印されます。

ご寄附金額により授与されるもの

| | | |
|-----------|-------|-----------|
| 1,000万円以上 | ----- | 紺綬褒章に係る褒状 |
|-----------|-------|-----------|



⑥

申請から受章までの流れ

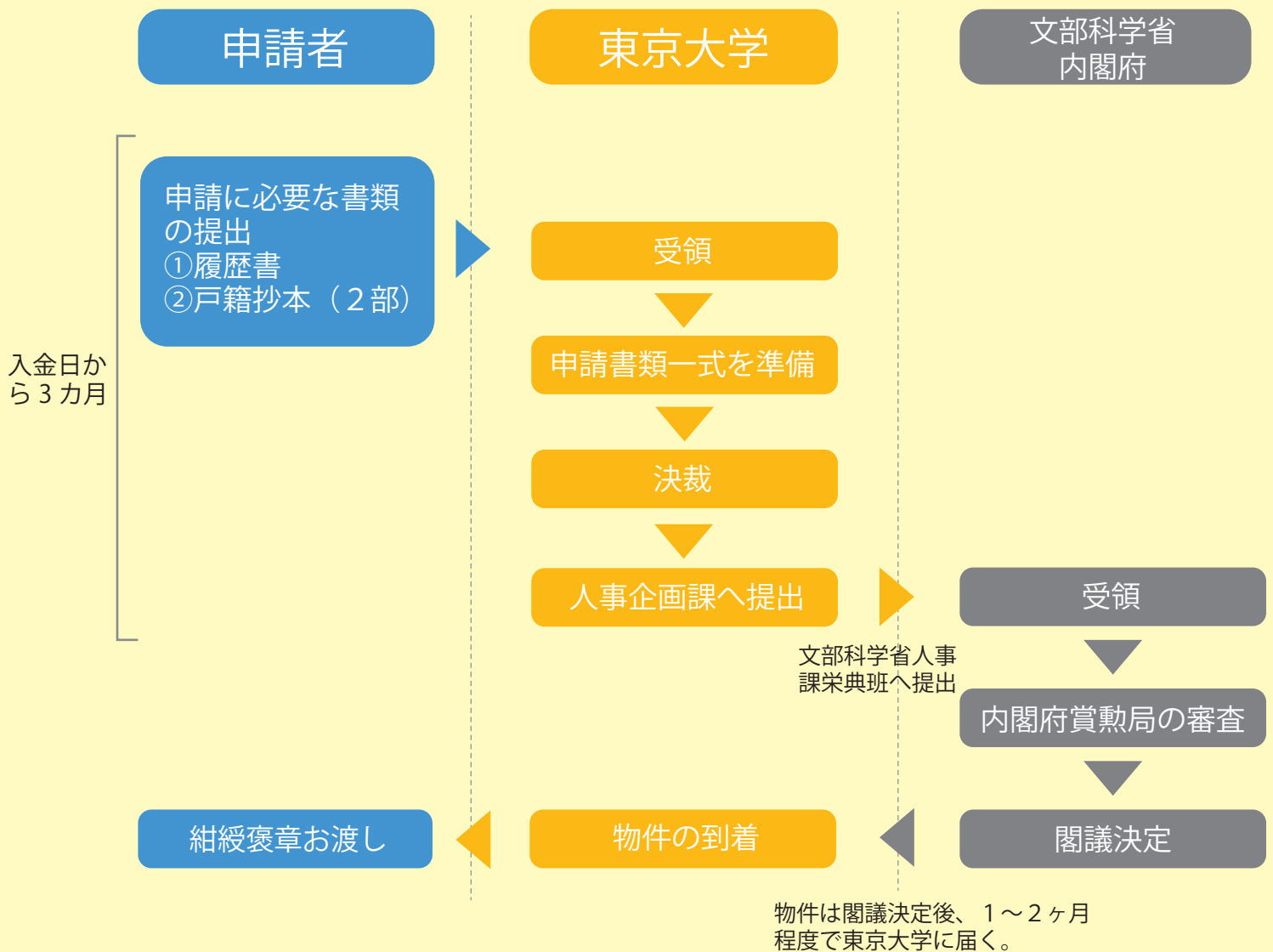
申請に必要な書類

①履歴書

本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰などをご記載いただきます。

②戸籍抄本（2部）

受章までのフロー



- ※手続きとしては、申請から受章まで全体で1年程度かかります。（一年以上かかることもある）
- ※受章は政府官報を通じて発表されます。
- ※審査については、内閣府賞勲局にて行われます。そのため、審査内容・審査結果の理由等についてのご回答、また、受章の確約はできかねますこと、あらかじめご了承ください。

お問合せ先

東京大学基金事務局

東京大学基金
Giving to UTokyo

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

※各種お問い合わせは東京大学基金ウェブサイトのお問い合わせフォームにて受け付けております。

東大基金

検索

<https://utf.u-tokyo.ac.jp/>

お問合せフォーム
はこちら

